札幌市水道局告示第505号

公募型企画競争（以下「プロポーザル」という。）を実施いたしますので、下記のとおり告示します。

令和６年１月26日

札幌市水道事業管理者
水道局長　佐々木　康之

記

１　業務実施部局

〒060-0041　札幌市中央区大通東11丁目23番地
札幌市水道局総務部企画課
電話011-211-7014　FAX011-232-1740

２　契約に関する事項

⑴　契約名称
令和６年度 札幌水道じっかんキャンペーン業務

⑵　業務内容
「提案説明書」のとおり

⑶　発注及び契約の方法
プロポーザルにより選考された者との随意契約

⑷　履行期間
契約締結の日から令和７年３月14日まで

⑸　告示日
令和６年１月26日（金）

⑹　提出書類
「提案説明書」の「７　応募方法」のとおり

３　プロポーザル実施に係る日程

⑴　提案説明書の公開
令和６年１月26日（金）から、札幌市水道局ホームページにて公開する。

⑵　質問書の提出期限
令和６年２月19日（月）17時00分必着

⑶　企画競争参加意向申出書の提出期限
令和６年２月26日（月）17時00分必着

⑷　企画提案書の提出期限
令和６年２月29日（木）17時00分必着

⑸　企画提案書の一次審査（企画提案書の書類審査）
令和６年３月１日（金）～６日（水）（予定）

※　提案者が少数の場合は一次審査を省略することがある。

⑹　一次審査結果発表
　　令和６年３月７日（木）（予定）
⑺　企画提案書の二次審査（企画提案書のプレゼンテーション）
　　令和６年３月 14 日（木）（予定）
⑻　二次審査結果発表
　　令和６年３月 21 日（木）（予定）

４　参加資格要件

⑴　札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、次のア又はイのいずれかの業種に登録されていること。
　ア　情報サービス、研究・調査企画サービス業
　イ　広告業
⑵　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
⑶　同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
⑷　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
⑸　札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
⑹　札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。